

厚木市高齢者・障害者虐待防止ネットワーク規程

(設置)

第1条 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）第3条第1項及び障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）第4条第1項の規定に基づき、高齢者又は障害者の虐待の防止及び早期発見、虐待を受けた高齢者又は障害者の迅速かつ適切な保護及び自立の支援並びに適切な養護者に対する支援を行うため、厚木市高齢者・障害者虐待防止ネットワーク（以下「ネットワーク」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 ネットワークは、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 高齢者又は障害者の虐待の防止、早期発見、早期対応及び再発予防に関する事項
- (2) 高齢者又は障害者の虐待に関する関係機関の連携体制の構築に関する事項
- (3) その他高齢者又は障害者の権利擁護に関する事項

(組織)

第3条 ネットワークは、別表に掲げる団体等から推薦された者で組織する。

2 ネットワークには、委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選出するものとする。

(委員長等の職務)

第4条 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 ネットワークの会議は、必要に応じて委員長が招集する。

(秘密の保持)

第6条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第7条 ネットワークの庶務は、高齢福祉主管課及び障害福祉主管課において処理する。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、ネットワークの運営に関して必要な事項は、委員長がネットワークに諮って定める。

附 則

1 この規程は、平成25年10月1日から施行する。

2 厚木市高齢者虐待防止ネットワーク運営事業実施要綱（平成19年4月1日施行）は廃止する。

附 則

この規程は、平成25年11月15日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月11日から施行する。

別紙

選出区分	団体名等
国機関	横浜地方法務局 厚木支局
県機関	厚木保健福祉事務所 厚木警察署 神奈川県総合リハビリテーション事業団
医療関係	厚木医師会 厚木歯科医師会 厚木薬剤師会 厚木病院協会 神奈川県精神科病院協会
地域関係	厚木市民生委員児童委員協議会 厚木市社会福祉協議会 厚木市人権擁護委員会 厚木市地域福祉推進委員会
高齢福祉関係	厚木市老人クラブ連合会 地域包括支援センター 厚木市老人福祉施設連絡協議会 厚木市高齢者支援検討会議
障害福祉関係	厚木地区知的障害施設連絡会 厚木市障害者福祉事業所連絡会 厚木市・愛川町・清川村地域精神保健福祉団体連絡会 厚木市居宅介護事業所連絡会
事務局	高齢福祉主管課 障害福祉主管課